(ｱ)
1．建物用途　下記のａ)、ｂ)、ｃ)、又はｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　事務所・庁舎
ｂ）類似施設　事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。)の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。)が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物
ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「２．延べ面積」以上ある建物
ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物
2．延べ面積　10,000㎡以上
3．階数　3階以上
4．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）空気調和設備
ｂ）給水設備
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記(ｲ)の施工実績を有すること。
(ｲ)
1．建物用途　(ｱ)1．に同じ
2．延べ面積　3,000㎡以上
3．工事種目　空気調和設備
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
(6)　第１号2(1)⑥に同じ
(7)　第２号2(7)に同じ
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。)を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
1．建物用途　(5)(ｱ)1．に同じ
2．延べ面積　10,000㎡以上
3．階数　3階以上
4．工事種目　空気調和設備
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号2(2)③に同じ
(8)～(9)　第１号2(1)⑦～⑧に同じ
(10)　第１号2(3)に同じ
(11)　第１号2(1)⑨に同じ
3　総合評価に関する事項
(1)　落札方式
①～②　第１号3(1)①～②に同じ
(2)　総合評価の方法
①　第１号　3(2)①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
(ｱ)　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」
(ｲ)　工事全般の施工計画
(ｳ)　施工体制（施工体制評価点）
③～④　第１号3(2)③～④に同じ
⑤　②(ｱ)の「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点)、Ⅳ（23点)、Ⅲ（15点)、Ⅱ（８点)、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②(ｲ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点)、Ⅳ（23点)、Ⅲ（15点)、Ⅱ（８点)、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
(3)　第１号3(3)に同じ
(4)　(2)②(ｱ)「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
(5)　第１号3(5)に同じ
4　入札手続等
(1)～(4)　第１号4(1)～(4)に同じ
(5)　第１号4(5)に同じ
①～②　第１号4(5)①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年３月５日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。
開札は、平成26年３月７日13時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。
5　その他
(1)～(15)　第１号5(1)～(15)に同じ
(16)　第２号5(16)に同じ
(17)～(18)　第１号5(17)～(18)に同じ
6　Summary
(1)～(2)　The same with notice above (NO. 1)
(3)　Subject matter of the contract : Machine Equipment Construction work of the Setagaya National government building (tentative name) (13)
(4)～(6)　The same with notice above (NO. 1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月13日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　池上　正春
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第36号
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　東京港中央防波堤外側地区航路・泊地（－16m）浚渫工事（その３）
(3)　工事場所　東京都江東区青海地先
(4)　工事内容　本工事は、東京港中央防波堤外側地区航路・泊地（－16m）の浚渫工、探査工及び土砂運搬工を施工するものである。
(5)　工期　契約締結日から平成26年９月30日まで
(6)　本工事は、入札時に「技術提案（ＶＥ提案等の技術提案）及び（工事全般の施工計画)」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
(7)　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
(8)　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。